

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 甲州市  | 松里地区(松里集落)    | 令和2年2月20日 | -        |

## 1 対象地区の現状

|   |          |
|---|----------|
| ①地区内の耕地面積   | 196ha    |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計  | 129.55ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計   | 64.15ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計   | 42.15ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計  | 0ha      |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計   | 7.18ha   |
| (備考) アンケート回答285件のうち、モモを栽培している農家は162件、スモモは23件、生食用ブドウ196件、醸造用ブドウ9件、柿(ころ柿も含む)164件、野菜9件である。モモ、ブドウの両方を栽培している農家も多い。サクランボ、イチゴ、米という回答も少数ながらあった。モモ、ブドウといった市内の他の地域と同一の作目が主であること、この地区の最大の特徴は柿の栽培面積の多さである。古くから生産が盛んなころ柿は、松里ブランドが確立されており、他の地区とは異なる最大の特徴。また、生食用の柿も作付けがある。 |          |

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

アンケート回答の285件の農家の平均年齢は70才を超えており(70.18才)、他の地区と同様に高齢化が進んでいる。また130haあまりの耕作面積に対し、70才以上の耕作面積がおよそ64haと、ほぼ半分となる。耕作条件の有利・不利に関わらず、耕作放棄地は増加傾向であり、平たん地ですら放棄地化が一部進んでいる。さらに285件中224件が「後継者がいない」、或いは「未定」と回答していることから算出すると、地区内の農地102haが後継者が決まっていないこととなる。農業後継者の確保が最重要課題である。地区内の小学校においてはころ柿集会などを開催し、実際にころ柿づくりを体験する機会を設けている。このように実作業を体験し幼少期より農業に触れ合う機会を持つなど、当地区においては後継者確保に様々な対策が必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化により農家経営が困難となり、遊休農地化、耕作放棄地化が進んでいる。地区内の中心経営体などへ農地の集約を推進し、それを防いでいく。また、国、県、市などの補助事業を活用した認定新規就農者などの育成と確保を積極的に行い、集約を推進していく。さらに、意欲的な営農を行っている農業者、法人等であれば、プラン掲載の有無に関わらず集約を進め、地域全体で遊休農地化の防止を図っていく。換地や整地の事業を導入して法人の参入を促す、或いは農業IoTの導入や農業と観光の連携などの新たな取り組みを取り入れ、農地集約や活性化の礎としていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |          | 今後の農地の引受けの意向 |          |         |
|----|----------------|------|----------|--------------|----------|---------|
|    |                | 経営作目 | 経営面積     | 経営作目         | 経営面積     | 農業を営む範囲 |
| 認農 |                | 果樹   | 0.24 ha  | 果樹           | 0.31 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.72 ha  | 果樹           | 0.97 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.72 ha  | 果樹           | 0.92 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.65 ha  | 果樹           | 0.98 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.83 ha  | 果樹           | 0.83 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 1 ha     | 果樹           | 1.7 ha   | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 1.26 ha  | 果樹           | 2.7 ha   | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.75 ha  | 果樹           | 0.93 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.93 ha  | 果樹           | 1.03 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.68 ha  | 果樹           | 0.78 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.84 ha  | 果樹           | 1.09 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.76 ha  | 果樹           | 0.76 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.69 ha  | 果樹           | 1.05 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.25 ha  | 果樹           | 2.35 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 0.49 ha  | 果樹           | 0.69 ha  | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 1.6 ha   | 果樹           | 1.8 ha   | 松里集落    |
| 認農 |                | 果樹   | 1.2 ha   | 果樹           | 1.2 ha   | 松里集落    |
| 認就 |                | 果樹   | 0.3 ha   | 果樹           | 0.7 ha   | 松里集落    |
| 認就 |                | 果樹   | 0.3 ha   | 果樹           | 0.6 ha   | 松里集落    |
| 認就 |                | 果樹   | 0.958 ha | 果樹           | 0.958 ha | 松里集落    |
| 計  | 19人            |      | 15.17 ha |              | 22.35 ha |         |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

貸し付けや譲渡などの意向が確認できた農地は3件分、7512㎡(0.75ha)である(下記「農地の貸付け等の意向」参照)。アンケートでは83名が将来的(おおむね10年後)に貸し出したい、譲渡したいと回答しているが、その後の意向調査にて実際に貸付け等の意向が示されたのは3名に留まる。具体的に貸し出したり、譲渡する段階になるとなかなかその意向が示されない傾向が見える。また、多くの場合、特に条件の良い農地においては、農業者間で契約がまとまる傾向が多く、公の情報として共有される以前に貸借が決定する。このことから、農業委員、推進委員を中心に個々の貸付け、譲渡の意向を綿密に把握していくことが必要。

【農地中間管理機構の活用方針】

貸し付けなどの意向が確認された農地については積極的に活用を推進していく。また、地区全体の貸借などが円滑に行えるよう、制度の周知と活用を推進していく。なお下記3名のうち2名は農地中間管理機構の利用を希望している。

【基盤整備などの取組方針】

農業の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、農地の基盤整備に取り組んでいく。

【新品種等の導入方針】

アンケートで回答があったのは、ブドウだとシャインマスカット、甲州、赤ブドウ(赤シャインや甲斐路)、巨峰、ブラックキングなど。最も多かったのはシャインマスカットであった。モモは夢みずき、甲斐トウ果17、なつっこ、白鳳、日川白鳳など。最も多かったのは夢みずきだった。最近の傾向として、モモ、スモモの農家でもいくつかの畑をブドウ、特にシャインマスカットに切り替えたいという意向が多い。特徴的な傾向である。少数意見としては柑橘類、オリーブ、ブルーベリー、カシス、青パパイヤなどがあり、他の地区では回答になかったものが、少数ではあるが回答されていた。また、新たな物を導入するよりも、今ある作目をいかにブランド化するか?という意見もあり。松里地区としては、ブドウ、モモの優良な推奨品種を導入しつつ、甲州百目柿のような地域の特徴的な品種を守っていく。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

猟友会を中心とし、地区を挙げて有害鳥獣の駆除、個人防護柵の設置管理を積極的に行っていくことにより、被害を防止していく。また、猟友会後継者も農業後継者と同様に不足しているため、積極的に育成をしていく。なお、広域的に設置する有害鳥獣防護柵については、管理組合を中心に維持していく。

【農業後継者の確保】

確保と育成を積極的に進める。地域の農業者で作る組織やグループで育成することを行い、安定した就農定着を進めていく。退職新規就農者などについても地域ぐるみで支援していく体制を進める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

|   | 農地の所在(地番)             | 貸付け等の区分(㎡) |      |    | 具体的な作目 | 備考                   |
|---|-----------------------|------------|------|----|--------|----------------------|
|   |                       | 貸付け        | 作業委託 | 売渡 |        |                      |
| 1 | 三日市場5、6               | 1651       |      |    | シャイン   | 3年後。機構利用希望。          |
|   | 三日市場1328-1~3          | 830        |      |    | シャイン   | 5年後。機構利用希望。          |
| 2 | 上井尻698-3              | 961        |      |    | ブドウ    | 6年後。                 |
|   | 三日市場3011              | 1094       |      |    | モモ     | 4年後。                 |
|   | 三日市場2219              | 1000       |      |    | ブドウ    | 3年後。                 |
| 3 | 三日市場2768、上井尻1436、1469 | 1976       |      |    | 柿、スモモ  | 交通上の問題からセットで。機構利用希望。 |
| 計 |                       | 7512       |      |    |        |                      |

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。